

第3条、第4条及び第12条の規定は、適用しない。
第17条を第14条とする。
別表第1中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に、「2,500」を「2,630」に、「1,000」を「1,050」に、「1,100」を「1,160」に、「220」を「230」に、「1,500」を「1,580」に、「1,800」を「1,890」に、「500」を「530」に、「100」を「110」に、「95」を「100」に、「2,400」を「210」に、「1年当たり」を「1月当たり」に改める。
別表第2中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に改める。
別表第3中「(第11条関係)」を「(第5条関係)」に、「単価」を「超過使用料の額」に、「それぞれの単価」を「それぞれの使用料の額」に改める。
別記第1号様式中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に、「第5条の」を「第2条の」に改める。
別記第2号様式中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に、「第6条の」を「第3条の」に改める。
別記第3号様式中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に、「第7条の」を「第4条の」に改める。
別記第4号様式中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に、「第10条第1項第2号」を「第7条第1項第2号」に改める。
別記第5号様式中「(第16条関係)」を「(第12条関係)」に、「第16条の」を「第12条の」に改める。
附 則
この規則は、くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第56号）の施行の日から施行する。

熊本県野外劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第53号

熊本県野外劇場条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県野外劇場条例施行規則（昭和62年熊本県規則第10号）の一部を次のように改正する。
第4条第2号中「及び設備（以下「施設等」という。）」を削る。
第5条第2項中「(附属設備を含む。)」を削り、「、楽屋及び音楽練習棟」を「及び楽屋」に改める。
第7条中「施設等」を「施設」に改める。
第8条の見出し中「附属設備等」を「時間外」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「(附属設備の使用料を除く。別表第2)」を「別表」に、「別表第2の」を「別表の」に改め、同項を同条とする。
第10条第1項第4号中「、楽屋又は音楽練習棟」を「又は楽屋」に改める。
第11条、第13条及び第14条中「施設等」を「施設」に改める。
別表第1を削り、別表第2を別表とする。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

野 外 劇 場 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請人住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設 名	使	用	日	時		
野外ステージ	年	月	日	曜	時	分から
					時	分まで
第一音楽練習室	年	月	日	曜	時	分から
					時	分まで
第二音楽練習室	年	月	日	曜	時	分から
					時	分まで
第三音楽練習室	年	月	日	曜	時	分から
					時	分まで
楽屋	年	月	日	曜	時	分から
					時	分まで
使用目的						
入 場 料	円		入場予定者数	人		
使用責任者	住 所					
	氏 名				電話番号	

注 既納の使用料は、原則として返還しません。

附 則
この規則は、熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第57号）の施行の日から施行する。

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日
熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第54号
熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県港湾管理条例施行規則（昭和41年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。
第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。
第8条中「別記第19号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条を第9条とし、第7

条の次に次の1条を加える。

(制限区域内立入承認申請書等)

第8条 条例第10条の2の制限区域内に立ち入り、又は車両若しくは船舶を進入させようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 制限区域内に立ち入ろうとする場合 制限区域内立入承認申請書(別記第19号様式)

(2) 制限区域内に車両を進入させようとする場合 制限区域内車両進入承認申請書(別記第20号様式)

(3) 制限区域内に船舶を進入させようとする場合 制限区域内船舶進入承認申請書(別記第21号様式)

別記第19号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を別記第22号様式とし、別記第18号様式の次に次の3様式を加える。

別記第19号様式（第8条関係）

制限区域内（常時・一時）立入承認申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

制限区域内に立ち入りたいので、熊本県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。

立入施設名	
立入期間	年 月 日から 年 月 日まで
立入りの目的	
立入りをを行う者の職、氏名	
立入りをを行う者の生年月日	
※ 摘 要	

- (注) 1 申請者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 常時立入承認申請を行う場合は、立入者の写真を添付してください。
3 立入者が複数の場合は、職、氏名及び生年月日を記入した書類を添付してください。
4 ※欄には、記入しないでください。
5 不要の文字は、抹消してください。

別記第20号様式（第8条関係）

制限区域内（常時・一時）車両進入承認申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

制限区域内に車両を進入させたいので、熊本県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。

進入施設名	
進入期間	年 月 日から 年 月 日まで
進入の目的	
進入させる車両の所有者	
進入させる車両の登録番号	
進入させる車両の車種	大型トラック（車両総重量8トン以上） 中・小型トラック（車両総重量8トン未満） 乗用車 バス
※ 摘 要	

- (注) 1 申請者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 進入させる車両が複数の場合は、所有者、登録番号及び車種を記入した書類を添付してください。
 3 ※欄には、記入しないでください。
 4 不要の文字は、抹消してください。

別記第21号様式（第8条関係）

制限区域内船舶進入承認申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

制限区域内に船舶を進入させたいので、熊本県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。

進入施設名	
進入期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 時間 分間
進入の目的	
進入させる船舶の所有者	
進入させる船舶の船舶番号・漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	
進入させる船舶の種類	プレジャーボート 漁船 貨物船 その他（ ）
※ 摘 要	

- (注) 1 申請者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 進入させる船舶が複数の場合は、所有者、船舶の船舶番号、漁船登録番号又は船舶検査済票の番号及び船舶の種類を記入した書類を添付してください。
3 ※欄には、記入しないでください。

附 則

この規則は、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第61号）の施行の日から施行する。

